

別紙 4

農産物検査の検査結果等報告マニュアル

第 1 検査結果報告書の作成

地域登録検査機関は、自らが実施した農産物検査について、法第 20 条第 3 項及び規則第 20 条の規定に基づき、農産物検査法施行規則の規定に基づき農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日(平成 13 年 3 月 22 日農林水産省告示第 445 号。以下「報告規程」という。)に定める様式に従い、検査結果報告書を作成する。

なお、検査結果報告書は、電磁的方式により作成することができるものとする。

第 2 検査結果報告書の提出

地域登録検査機関は、第 1 の報告書を報告規程に定める期日までに、知事に報告する。

ただし、報告の期日が行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号。)第 1 条第 1 項各号に掲げる日(以下「行政機関の休日」という。)に当たるときは、その日の翌日をもってその期日とする。

なお、やむを得ない状況により期日までに報告できない場合は、その旨をあらかじめ知事に報告するものとする。

第 3 報告書の取りまとめ等

知事は、地域登録検査機関から受理をした報告について、基本要領に掲げる様式に取りまとめ、同通知に掲げる期日までに電子メールにより地方農政局長に報告する。

ただし、報告期日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期日とする。

なお、やむを得ない状況により期日までに報告できない場合は、その旨をあらかじめ地方農政局長に報告する。

第 4 検査結果の公表

1 公表時期

知事は、取りまとめた検査結果について、公表の必要があると認める場合は、農林水産省政策統括官が公表した後に、ホームページへの掲載等により公表を行うことができる。

この場合、知事は、地方農政局長から登録検査機関であって農産物検査を行う区域が複数の区域である登録検査機関(以下「広域登録検査機関」という。)の検査結果の提供を受け、地域登録検査機関と広域登録検査機関の検査結果を合算したものとする。

2 公表内容

検査結果の公表内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 国内産米穀の検査結果
- (2) 国内産麦類の検査結果

- (3) 国内産大豆の検査結果
- (4) 輸入農産物の検査結果
- (5) 知事が公表の必要があると認める検査結果

農産物検査に関する基本要領
別紙14農産物検査の検査結果等報告マニュアル

別表

農産物検査の区分	農産物の種類	事項	期間	様式	都道府県知事の報告期日	地方農政局長の報告期日
品位等検査	米穀（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果（水分の含有率に係るものを除く。）	月の1日から末日までの間	様式第1号及び様式第2号	翌月の13日	翌月の18日
		農産物検査を行った農産物の品位についての検査結果のうち水分の含有率に係る事項	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第3号	5月13日	5月18日
	麦（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果（水分の含有率に係るものを除く。）	月の1日から末日までの間	様式第1号及び様式第4号	翌月の13日	翌月の18日
		農産物検査を行った農産物の品位についての検査結果のうち水分の含有率に係る事項	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第3号	5月13日	5月18日
	大豆（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果（水分の含有率に係るものを除く。）	月の1日から末日までの間	様式第1号及び様式第5号	翌月の13日	翌月の18日
		農産物検査を行った農産物の品位についての検査結果のうち水分の含有率に係る事項	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第3号	5月13日	5月18日
	小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	月の1日から末日までの間	様式第6号	翌月の20日	翌月の25日
	輸入に係る農産物	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第7号	7月13日	7月18日
成分検査	米穀及び小麦	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄並びに成分についての検査結果	月の1日から末日までの間	様式第8号	翌月の13日	翌月の18日